

大町・平地区 新小学校 校地選定 仮評価表

評価基準：想定される範囲内でほぼ理想的な状況が確保される場合「◎」
 理想的とまではいかないが、通常の状況が確保されると見込まれる場合「○」
 解決が困難な課題などがある場合「△」

1 校舎改修後の教育環境	指標	項目	視点	一中	西小	委員・設計事務所から出された主な意見及び指摘事項			
				◎	○				
1 校舎改修後の教育環境	校舎	断熱性	寒暖対策、空調効率など	◎	○	一中：校舎が比較的新しく外断熱構造のため断熱性が高い。 西小：改修工事により耐熱性能は現在より向上するが、構造的に一中とは同等にはならない。			
		気密性	寒暖対策、空調効率など	◎	◎	一中：校舎が比較的新しく外断熱構造のため気密性が高い。 西小：改修工事により複層ガラス樹脂サッシ等の導入で一中と同等が可能。			
		防音性	外部騒音の遮断など	◎	◎	一中：校舎が道路から遠いため問題なし。 西小：改修工事により複層ガラス樹脂サッシの導入等で一中と同等が可能。校舎が道路から遠いため問題なし。			
		バリアフリー達成度	E V 設置、車イス移動など	◎	○	一中：E V が整備済み、バリアフリーの基準をクリアしている。 西小：E V を新設する場合、構造上2基となる。校舎内の段差が多い。			
		機能性	校舎面積、教室数、児童の動線、駐車場など	◎	△	一中：教室数に余裕がある。 西小：教室数が少ない。階段やトイレが狭い。低学年棟のバッテリー型校舎の改善が不可。			
	屋外活動環境	校庭	広さ、使いやすさなど	◎	◎	一中：約12,000㎡ どちらも市内の他の小学校と同等レベル。 西小：13,169㎡ どちらも市内の他の小学校と同等レベル。			
		遊具、遊び場の設置	位置など	○	○	一中：西小と同等の整備が必要と考えられる。 西小：すでに整備されている。			
		緑地、花壇、親水施設、菜園ほか	位置など	○	○	一中：校地、中庭、グラウンド周辺を活用して環境整備を進める。 西小：広大な敷地に十分整備されているが、将来的な管理負担を見据えると多すぎる感もある。			
		プール	位置、使いやすさ	○	○	一中：西小と同等の施設が整備される。隣地にアパートが建設されているので、目隠しや防音などの対策が必要。 西小：すでに整備されている。			
	その他	通学時間	距離による影響	○	○	一中：位置等からどちらも同等。 西小：位置等からどちらも同等。			
		通学路	安全性の確認	○	○	一中：歩道がある県道檜ヶ岳線に隣接し、国道147号まで100m。 西小：市道に接し、国道147号まで150m。			
		スクールバス	乗降場所の確保など	◎	○	一中：車止めを外してバスの転回スペースを確保する必要がある。 西小：バス乗降スペースがやや狭く北東門の拡張整備が必要。国道147号からの道路がやや狭い。			
		地理的要因	全市的な位置関係など	◎	○	一中：大町・平地区の小学校として通学区域の中心地にやや近くなる。 西小：大町・平地区の小学校としてやや南寄りになる。			
	2 校舎改修工事の影響	工事の影響	改修中の安全性	児童、教職員への影響	◎	○	一中：児童がいない状態で工事するため問題はない。 西小：工事中は安全のために最大限の配慮がされることが前提となる。		
			改修中の利便性	児童、教職員への影響	◎	△	一中：児童がいない状態で工事するため問題はない。 西小：校庭への仮設校舎建設に伴い、西公園のグラウンド利用や他教室への移動、また、給食運搬等にも課題がある。		
			改修に伴う作業	児童、教職員への影響	◎	△	一中：児童がいない状態で工事するため問題ない。 西小：仮設校舎建設に伴い複数回の教室移転、引っ越し作業が児童、教職員の負担となる。		
改修スケジュール			開校までの準備時間	◎	○	一中：スケジュールにやや余裕があり、早期の移転が可能。 西小：R4劣化度調査、R5設計、R6～7未終了。校舎の劣化度合い等により改修工事が延びる可能性もあり、工期が課題となる。			
校舎環境への影響			工事に伴う樹木の伐採など	○	○	一中：一定の樹木等の伐採が必要。 西小：一定の樹木等の伐採が必要。			
3 改修費用の比較	改修費用	事業費の総額	全体の費用	◎	○	一中：12億8,800万円 西小：25億4,800万円			
		国庫補助金	国庫補助金額の交付見込み額	○	◎	一中：6,720万円 西小：10億1,920万円			
		市債の借入額	有利な市債の導入など	○	○	一中：12億円 西小：12億円			
		市実質負担額	後年度への財政的影響など	◎	○	一中：3億8,080万円、西小に比べ市費の負担が少ないと見込まれる。 西小：6億8,880万円、一中に比べ市費の負担が大きいと見込まれる。			
4 その他	転用、用途変更の影響等	選定しなかった校舎を他の用途に転用した場合の影響ほか	補助金返還、市債借入金の繰り上げ償還の有無など	下表↓					
						評価集計	◎	○	△
						一中	14	8	0
						西小	4	15	3

学校施設を他の用途に転用した場合の補助金等の取扱いについて(第一中学校の場合。西小学校では返還等は発生しない)

転用のケース	学校 → 学校	学校 → 公共施設	学校 → 民間譲渡	根拠
国庫補助金の扱い	返還は不要	返還は不要	返還は不要 (基金積立は必要)	「文部科学省一般会計補助金等に係る財産処分承認基準」により補助金の返還は要しない。 ただし、民間譲渡の場合は補助金返還または減価償却後の残額相当額を市の学校施設整備基金の名目で積み立てることが必要。
市債の扱い	一括返済は不要	一括返済が必要	一括返済が必要	融資先の貸付規定により、借入目的と同じ目的の学校として利用する場合のみ、残債の2億2千万円を一括繰上償還する必要がない。